

学位論文要旨および審査要旨

氏 名 藤 本 美 貴
 学位の種類 博士（社会学）
 学位授与年月日 2015年3月31日
 学位論文の題名 黎明期家族臨床研究をめぐる認識論的意義とその応用可能性
 —— Bateson, Laing & Esterson, そしてアダルト・チルドレンを通じて ——

【論文内容の要旨】

本論文は、心的外傷という現象をいかに把握するかという認識論的課題に、直線的な因果的認識とも円環的なシステム論的認識とも異なる可能性を探り出そうとするものである。また併せて、システム論的認識が内包している機能主義的価値前提も相対化し、非人称的圧力として個々の家族状況の中で大きな圧力として現れる社会文化的な蓄積をも相対化してとらえようとする認識のありかたを探求し提案しようとするものである。筆者はこうした思考のありかたを“狭間の思考”と名付けているが、それが実はベイトソンやレインが実践していたものであることを明らかにすることを通じて、そのありかたと内容を明らかにしようとするものである。

〈1. 本論文の構成〉

本論文は、こどもに対して外傷的効果を与える家族状況の把握とその実践的解決を目指す家族療法の理論的・認識論的問題点を批判的に乗り越えることを目指すという研究課題を明らかにした序章に引き続き、以下のような構成で展開されている。第Ⅰ・Ⅱ章において、G・ベイトソンのダブル・バインド理論が持つ心的外傷理論としての意義、ついで心的外傷の認識をめぐる概念史の中での特殊な位置づけ、したがってまたそこからもたらされる実践的意義を論じる。ついで第Ⅲ・Ⅳ章では、レインとエスターソンによっておこなわれた外傷の状況の認識をめぐる検討が、機能主義的状況把握や単純な因果論的・二項対立的な状況把握とは異なる認識の地平を拓いていたことを明らかにしている。最後に第Ⅴ章では、前章までで検討した認識枠組みを応用して、外傷的状況を日本文化のレベルに据え、アダルト・チルドレンの日本的な発生構造が文化的圧力による過剰な機能追求（過剰適応）にあることを捉えようとしている。

本論文の目次構成は以下の通りである。

序論 全体の背景と諸問題

1. 「家族療法」前史——統合失調症の家族病理学研究
2. 「家族療法」の誕生
3. 「認識論」へのまなざし
4. 筆者の問題意識
5. 本論の構成と各章の内容

第Ⅰ章 心的外傷理論としてのダブル・バインドの再構成

——「自己-確証」と「抽象性」をキー概念として——

1. 背景の探究——経験科学の立場から見た「実証性」をめぐって

2. 限局的－量的認識からの脱却と二つのキー概念への着目
3. 母子相互行為場面の分析
4. 「自己－確証」
5. 「抽象性」
6. 小括

第Ⅱ章 心的外傷概念史におけるダブル・バインドの認識論的意義

——「外傷的絆の維持」と「人格」をめぐる——

1. 限局性外傷の系譜——集団的重大事故から Freud, そして *DSM-III* まで
2. Bateson, および長期反復性外傷論とその中の二つの重要論点
——「外傷的絆の維持」と「人格形成途上での断続的失敗」
3. *DSM-5* の検討と新たな認識論的展開
4. 小括

第Ⅲ章 Laing & Esterson 家族臨床研究の認識論的意義

——「欺瞞」と「共謀」が渦巻く長期反復的外傷状況をめぐって——

1. 「全体化」
2. 「欺瞞」
3. 「共謀」
4. 臨床実践の検討——「ダンチグ家」をめぐる
5. 小括（中間的検討）

第Ⅳ章 Laing & Esterson 家族臨床研究における「宗教」の問題

——機能「不全」から「(過剰) 追求」への発想の転換——

1. 宗教上の不道德さ・邪悪さ
2. 「安息日」という主題
3. 宗教的観点から見たサラの「孤立」
4. 前世代の経験と記憶
5. 二重の評価基準——〈近代的生活基準〉と〈伝統的基準〉
6. 幼児的世界への退行, そして「追放」へ
7. 小括

第Ⅴ章 「アダルト・チルドレン」問題への応用可能性

——「文化」という観点を基軸とした「機能追求家族」の苦悩の本質——

1. 背景と課題
2. 「機能追求家族」という発想
3. 「役割」
4. 日本型 AC および機能追求家族の分析 (1)——「役割」という観点から
5. 日本型 AC および機能追求家族の分析 (2)——「甘え」という観点から
6. 日本型 AC および機能追求家族の分析 (3)——「世間」という観点から
7. 他のケースとのつながり
8. 小括——心的外傷概念との往復可能性

結語にかえて

〈2. 本論文の内容〉

序論では、「家族療法」の急速な発展過程を押えたうえで、その駆動力が臨床家たちの「認識論」への関心であったことが指摘されると同時に、筆者の批判的問題意識が2点提示される。すなわち、家族における病理的現象はいかにして認識可能かという認識問題をめぐっての、「直線的因果律」から「円環的認識」次いで「システム論」へという発展・転換経過を押えたうえで、①そうした認識の転換それ自体の直線的・進歩主義的性格を問題視し、転換のプロセスそれ自体の妥当性を問題化するとともに、②そうした転換が機能主義的思想性に対する無反省と同調を伴い一層強化するものであることを指摘して、機能的現象の批判的把握の可能性を追究することを主題化する。そして本論文において、これら二つの相互に関連する主題の重なり合う地点に現れる“狭間の思考”を立ち上げようとするものである。

第I章では、「狭間の思考」の実践者としてベイトソンを捉え、彼を「家族療法」から「心的外傷論」の文脈に移して「ダブル・バインド理論」の評価をおこなおうとする。すなわち、「自己-確証」「抽象性」なるキー概念と「知」「関係」「処罰」というサブ概念に着目し、これらの認識論的意義を解明していく。「自己-確証」とは、こどもは単なる受動的「被害者」ではなく、処罰的な相互関係の中で常に能動的感受性を働かせねばならない苦痛に満ちた状況を示す概念であり、「抽象性」とは、ダブル・バインドを含む状況が時間的・空間的なシークエンスにおいて捉えられるべきことを示すものである。

第II章では、「心的外傷」をめぐる「概念史」が、筆者の“狭間の思考”の観点から整理される。すなわち、〈局限的外傷〉か〈長期反復性外傷〉かという議論がこれまで続いているが、ベイトソンによる〈長期反復性外傷〉の理論はこの二者択一的な議論の“狭間”に位置づけることができるとともに、DSMの最新版における外傷経験の扱いに照らして、「外傷的絆」「人格」という二つの論点において重要な意義を持つものであることが示される。

第III章では、ベイトソンのダブル・バインド理論に重なる認識から、レインによって生み出された家族研究について、その鍵概念である「欺瞞」「共謀」の内容に即して論じられる。その際、決定的な事例として「ダンチグ家」を取り上げ、「欺瞞的ラベリング行為」「自己-欺瞞に対する更なる欺瞞的隠蔽」「自己抑制的生活を通じた忠誠心の扇動」「孤立」といった重奏する諸現象を捉えながら、外傷的な相互行為関係とはいかなる状況であるかを詳細に明らかにしている。そして、こうしたレインらの議論が心的外傷論の系譜の中で批判的な“狭間の思考”——直線的因果論の内在的な乗り越え——としての意義を持つものであることが明らかにされる。

第IV章では、レインらの家族研究が、システム論的家族療法とは異なり、「機能」それ自体が持つ問題性を意識していたという点で、またもや“狭間の思考”というべき立ち位置を占めていたと論じている。すなわち、「欺瞞」「共謀」といった外傷的相互関係は何らかの“機能不全”状況の中で生起するのではなく、むしろ誰も制御できないような非人称的圧力のもとで自らの「機能」を必死に「追求」ないし「充足」し続けざるを得ない状況下で、逆説的に生じるものだとみなせるからである。こうした非人称的圧力は「宗教」を頂点とする文化的規範や慣習など歴史的な社会文化的蓄積に他ならないが、こうした社会文化的蓄積は“機能の過剰追求”を引き起こす背景的な力として極めて重要な要素であることが指摘される。

第V章では、とりわけ前章で獲得した社会文化的蓄積の「力」、そしてまたそれにより外傷的状況が生み出されているという知見を日本文化社会に応用し、筆者の“狭間の思考”を作動させる事例としてアダルト・チルドレン(AC)問題を取り上げ、「日本型AC」問題の本質を解明する作業に取り組む。その認識的意義は、前章で提起した「機能追求家族」こそが「日本型AC」の逆説的な発生状況を成していることが明らかにできることにある。すなわち、日本の社会文化的な非人称的圧力を「役割」「甘え」「世間」といった一連の日常的概念に着目して分析し、それが機能追求家族という状況の中でどのように作用しているのかを明らかにしている。

本学位請求論文の筆者が全体を通じて果たそうとしていることは、ベイトソンやレインなどの諸研究が、認識論的議論の中で前提されている進歩主義的価値観とも、機能主義が内包している思想的立場とも一線を画しているこ

とを明らかにすることである。すなわち筆者の関心は、「家族臨床研究」が自らの出発点としてきたところの家族病理学研究、ならびに心的外傷概念という枠組みの内部で、いかなる内在批判的な認識論的議論を展開してきたかという契機に、一貫して向けられているものであり、これが家族療法ないし円環的認識の発展に向けた重要な作業となることを証立てることにある。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、以下の点で評価に値する。

(1) 本論文は、システム論および機能主義への違和感を出発点として持っており、フーコーやローズ流の精神医学批判・精神医学的言説分析とは異なる研究となっている点が、本論文の特長として評価できるポイントである。精神医学的臨床活動は人間の内面から出発するべきであるという発想が研究の原点となっている点は評価できるし、現象学的な認識のありかたを一貫して主張しているのは良く理解することができ、論旨は明瞭で一貫している。論文としてハイレベルな作品であると評価してよい。

本論文は、人間の内面性が精神医学や家族療法の臨床現場から排除されていることへの強い批判となっており、精神医学は人間の内面性を解明する営みから始めるべきだという筆者の強い主張と、現実的なその理論的可能性を感じ取ることができる。別言すれば、本研究は精神医学の臨床活動における“臨床イデオロギー批判”となっており、臨床活動のありかたに対する捉え直しを強く要請するものであって、実質的に社会学的臨床批判というべき研究となっている点で、社会学的観点からの評価は高い。

(2) それに関連して、社会学の中に心理的リアリティ・内面的リアリティを位置付けることを要求し、精神分析を見直すべきだと指摘しているアンソニー・エリオット（『自己論を学ぶ人のために』著者）の方向性に近い研究であり、社会学への貢献も期待できる。本研究は、個性的な社会学的自我論として組み立てていける可能性を持っており、ブルデューが取り組んでいたような臨床社会学的分析に展開させていく可能性を持っていると評価することができる。

一般的にイデオロギー批判という場合には理論知を対象とするが、本論文は臨床現場における実践知を対象とするものとなっており、それに認識論という角度から切り込むという着眼は、特筆すべきユニークさとして評価できる。

(3) 家族療法の理論化作業の蓄積——筆者の言う「概念史」——において議論が進められてきた中で脱落したものがあることを本論文は指摘しており、筆者の言う“狭間の思考”によって、「概念史」の中で欠けている部分を埋めようとする研究として評価することができる。

(4) 筆者は特にV章は比較文化論的な議論として展開しており、機能不全型が欧米において、機能追求型が日本において、それぞれ特徴的な現象だと考えているのであるが、ダンテグ家の事例はむしろ機能追求的な事例というべきで、ここには外傷の状況の文化貫通的な構造を捉える可能性を見て取ることができる。

他方、なお不十分な点や課題も残されている。

(1) 第V章において、非人称的な社会文化的圧力を外傷の状況の背後に働く力として指摘しているが、現実の社会・文化ははるかに複雑であって、「文化」として切り取ることで現象を単純化してしまう危険性があるので、今後、文化現象の複雑さについての認識を深めていく必要がある。

(2) 何のためのイデオロギー批判かという点をより明確にする必要がある。本論文では「統合的アプローチ」を目指すと記されているが、このアプローチ自体がイデオロギーである可能性もある。臨床行為のイデオロギー性を暴露し批判することを通じて新しい治療法を提案しようとするのか、あるいは別の事を目指すのかが、なお不明瞭である。何を救い出すためのイデオロギー批判なのか（あるいはイデオロギーの内的な修正作業？）を明瞭にする必

要があると思われるので、今後の研究に期待したい。

(3) 本論文にいう“狭間の思考”に関わって、実は本論文においては直線的因果律も円環的認識も否定されていない。イデオロギー批判と言いつつ両者を否定せず“狭間”に位置取る必然性がなお不明瞭である。それぞれの内容についてより詳細な理解を踏まえたうえで、何を批判し何を否定するのかを明確にする必要がある。また、「機能」によって何が掬い取れていないのかについて、より明瞭にする必要がある。批判された側にも、第三者にも、不満感を残しかねないので、それぞれの理論内容について内在的な理解を提示することが求められる。

(4) 評価できる点として上の(2)で指摘したことも関わるが、本論文は文化論的研究としても、症例研究としても、精神医学史分析としても、ユニークで優れた仕事となっているので、全体としていかなる研究活動を目指すのか、どのような学術分野や研究領域に自身を位置付けていくのかは、もとより研究活動の内容や展開に関わって、重要な今後の積極的課題と言わねばならない。

以上、まだ不十分な点、残されている課題もあるが、それは本論文の高い評価をくつがえすものではなく、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

【試験または学力確認の結果の要旨】

本論文の公聴会は、2015年6月24日（水）10時から11時半まで、立命館大学産業社会学部小会議室にて開催された。審査委員会は、公聴会での質疑応答を含め、本論文が博士学位を授与されるに十分な水準にあることを確認するとともに、本学位申請者が当該分野に関する十分な専門知識と豊かな学識を有すること、また関連する外国語文献の読解についても十分な能力を持つものであることを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（社会学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。

審査委員	(主査) 景井 充 立命館大学産業社会学部教授
	(副査) 佐藤 春吉 立命館大学産業社会学部特命教授
	(副査) 出口 剛司 東京大学文学部・大学院人文社会系研究科准教授